

一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務手数料規程

制定年月日 平成26年7月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第59条の規定に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認審査手数料)

第2条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額とする。

なお、同表中「特例」とは建築基準法(以下「法」という。)第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例が適用されるものをいう。(以下、第4条及び第5条において同じ。)

床 面 積 の 合 計	金 額	
30㎡以内のもの	特 例 有	10,000円
	特 例 無	17,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特 例 有	17,000円
	特 例 無	30,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特 例 有	26,000円
	特 例 無	46,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特 例 有	34,000円
	特 例 無	60,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	特 例 有	60,000円
	特 例 無	105,000円
1,000㎡を超えるもの	特 例 有	82,000円
	特 例 無	144,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積

ただし、建築物を同一棟で増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積に既存床面積を上限としてその2分の1を加えた床面積とすることができる

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、同項の手数料に当該各号に掲げる額を加算する。

- (1) 構造計算書の添付を要する建築物（法第20条第2項の適用を受ける建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。第2号において同じ。）の場合

一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金 額
300㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	50,000円
1,000㎡を超えるもの	70,000円

- (2) 前号の建築物のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第9条の3の確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準によるもの（ルート2基準審査）の場合
一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金 額
1,000㎡以内のもの	85,000円
1,000㎡を超えるもの	110,000円

- (3) 令第39条第3項の特定天井を有する場合

一の特定天井につき 150,000円

- (4) 令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による構造計算書の審査がある場合

構造計算一件につき 150,000円

- (5) 法第6条の3に規定する構造計算適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合

構造計算一件につき 10,000円

- (6) 住宅等を仕様規定で評価し、省エネ審査が必要な場合

確認申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額

床 面 積 の 合 計	金 額
200㎡以内のもの	5,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	12,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	15,000円
1,000㎡を超えるもの	26,000円

- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合（ただし、センターが省エネ適合性判定を行った場合は除く）

一の建築物につき 10,000円

- (8) 令第5章の3の区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法を用いて設計した場合

一の建築物につき 150,000円

- (9) 令第108条の3の耐火性能検証法、防火区画検証法を用いて設計した場合

一の建築物につき 150,000円

(10) 令第135条の5の天空率を用いて設計した場合

一の建築物につき 50,000円

(建築設備及び工作物に関する確認審査手数料)

第3条 業務規程第21条第1項第2号に規定する建築設備について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件につき、次の表に掲げる場合の区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	金 額	
	確認審査	確認を受けたものの計画変更
建築設備	27,000円	14,000円
小荷物専用昇降機	20,000円	10,000円

2 業務規程第21条第1項第3号に規定する工作物について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）

24,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合

12,000円

3 第2項に規定する確認申請に係る計画に、構造計算書の審査がある場合は、次に掲げる額を加算する。

構造計算一件につき 30,000円

(建築物に関する中間検査手数料)

第4条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第35条第6項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する中間検査手数料の額は、中間検査申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額とする。

床 面 積 の 合 計	金 額	
30㎡以内のもの	特 例 有	18,000円
	特 例 無	24,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特 例 有	21,000円
	特 例 無	28,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特 例 有	31,000円
	特 例 無	42,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特 例 有	42,000円
	特 例 無	56,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	特 例 有	73,000円
	特 例 無	98,000円
1,000㎡を超えるもの	特 例 有	99,000円
	特 例 無	132,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積

- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1
- 3 センター以外の機関により確認済証の交付を受けた場合の中間検査については、第1項の手数料の10分の1を加算した額とする。
- 4 中間検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、第1項の手数料の2分の1の額とする。

(建築物に関する完了検査手数料)

第5条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、完了検査申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額とする。

床 面 積 の 合 計	金 額	
	右欄以外の建築物	中間検査をセンターにて実施した建築物
30㎡以内のもの	特例有 21,000円	特例有 18,000円
	特例無 28,000円	特例無 24,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有 25,000円	特例有 21,000円
	特例無 34,000円	特例無 28,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有 34,000円	特例有 31,000円
	特例無 46,000円	特例無 42,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有 46,000円	特例有 43,000円
	特例無 62,000円	特例無 56,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	特例有 76,000円	特例有 75,000円
	特例無 102,000円	特例無 98,000円
1,000㎡を超えるもの	特例有 109,000円	特例有 100,000円
	特例無 146,000円	特例無 132,000円

- 2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積
ただし、建築物を同一棟で増築した場合は、当該建築に係る部分の床面積に既存床面積の2分の1を加えた床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- 3 第1項に規定する申請に係る工事で省エネ検査が必要な場合は、同項の手数料に完了検査申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額を加算する。

床 面 積 の 合 計	金 額
200㎡以内のもの	8,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	15,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	21,000円
1,000㎡を超えるもの	38,000円

- 4 前項の完了検査について、省エネ適合性判定に係る省エネ性能が低下する軽微な変更があった場合、

その軽微変更説明書の提出ごと1件の床面積につき、次の表に掲げる額を第1項の額に加算する。

軽微変更説明書の提出ごと1件の床面積	金 額
200㎡以内のもの	10,000円
200㎡を超えるもの	20,000円

- 5 センター以外の機関により確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、第1項の手数料の10分の1を加算した額とする。
- 6 完了検査の結果、申請に係る建築物の工事が未完了により、再検査を行う場合の手数料は、第1項の手数料の2分の1の額とする。

(建築設備及び工作物に関する完了検査手数料)

第6条 業務規程第21条第1項第2号に規定する建築設備について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、完了検査1件につき次の表に掲げる場合の区分に応じ、同表に掲げる額とする。なお、センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、次の表の手数料の10分の1を加算した額とする。

区 分	金 額
建築設備	26,000円
小荷物専用昇降機	24,000円

- 2 業務規程第21条第1項第3号に規定する工作物について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、工作物を築造した場合、完了検査1件につき27,000円とする。なお、センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、工作物の完了検査手数料の10分の1を加算した額とする。
- 3 完了検査の結果、申請に係る建築設備又は工作物の工事が未完了により、再検査を行う場合の手数料は、第1項又は第2項の手数料の2分の1を加算した額とする。

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

第7条 業務規程第51条第1項に規定する仮使用認定申請手数料は、申請1件ごとに次の表に掲げる場合の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

区 分	金 額
一戸建ての住宅	申請1件の床面積の合計につき、第5条第1項の表に掲げる額
一戸建ての住宅を除く建築物等	120,000円

- 2 仮使用認定を受けた建築物等の完了検査手数料の額は、完了検査申請1件の床面積の合計につき、第5条第1項の表に掲げる2分の1の額とする。

(確認検査業務手数料の減額)

第8条 業務規程第60条第4項に規定する要件及び手数料の減額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一団地において、類似する建築物等の確認審査の申請が5件以上同時に提出された場合、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。
- (2) 一団地において、類似する建築物等の中間検査の申請が5件以上同時に提出され、さらに5件以上同時に検査を行う場合は、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。
- (3) 一団地において、類似する建築物等の完了検査の申請が5件以上同時に提出され、さらに5件以上同時に検査を行う場合は、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。

- (4) 地域の実情による場合、継続して多量の取引が見込める場合については、第2条から第6条に定める手数料の額についてそれぞれ当該手数料を超えない範囲で減額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(出張費)

第9条 業務規程第59条に規定する出張費の額は、一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務出張費規程に定めることができる。

(台帳記載事項証明に関する手数料)

第10条 台帳記載事項証明に係る申請手数料は、証明する事項1件につき2,200円とする。

(再交付手数料)

第11条 センターが交付した確認済証又は検査済証を再交付する場合の手数料は、1通につき5,500円とする。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月29日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。